

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有職者会議

座長 雨宮 孝子 殿

委員 各位

東京都港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル

公益財団法人 公益事業支援協会

理事長 千賀 修 一



上 申 書

第1

1. 要望の趣旨

公益財団法人公益事業支援協会（以下「当法人」といいます。）は、公益活動を行う団体に対し、設立・運営の支援及び公益活動の普及啓発事業を行っている。

当法人は、新しい公益法人制度となって以降、公益認定を受ける法人が全国で1年平均約80法人位である現実を直視し、公益認定と公益法人の運営に関し、全国の公益法人9,715法人を対象に18項目のアンケート調査を行ない、そのうち556の法人から回答があった。そして、アンケートの項目の中に、「公益法人制度の現在の運用を大幅に改革してもらうために内閣府・国会議員・その他関係する方にアンケートの結果を反映させた内容の願書を出すことについて。」という項目も設けていた。この項目に対する回答は、以下の通りである。

①賛成する	402
②賛成しない	51
③その他	72
④未回答	31

そこで、このアンケートの結果をふまえ以下の事項を要望する。

2. 公益法人制度改革について検討し改革を要望する事項

- (1) 公益認定申請について、できる限り準則主義に則った認定をするとともに、審査を標準処理期間内に処理するよう最大限努力する。また、公益認定審査に要した期間を年1回公表するようにする。
- (2) 公益認定申請書の作成が申請者にとって負担が重いので、大幅に軽減する。

- (3) 収支相償と遊休財産規制の規定の条文の見出しを変更するとともに「公益の増進」をはかるという立法趣旨に反するような解釈が生じない内容に変更する。
- (4) 会計報告及び公益法人会計基準の改定
- (5) 定期提出書類の大幅削減と定期立入検査を原則廃止する
- (6) 公益認定等委員会の委員の選任方法を変更する。

前記要望事項について以下理由を述べる。

第2 要望事項(1)「公益認定の審査期間を標準処理期間内に処理するよう最大限努力し、公益認定申請から処理に要した期間を年1回公表するようにする。」について

1. 公益認定申請についてのアンケート結果は以下のとおりです。

①大変苦勞した	404
②苦勞しなかった	44
③その他	87
④未回答	21

公益認定申請に関して7割をこえる法人が大変苦勞したと回答している。そこで、新制度制定前の設立許可申請と公益認定申請の実状について述べる。

(1) 新制定以前の設立許可申請

小職は、著名な芸術家が平成8年1月7日死亡し、遺族から、遺産を相続すると多額の相続税が課されるので、相続税申告期限の同年11月7日までに財団法人を設立して遺産を寄附すると相続税が課税されないという相談を受けた。

そこで、小職は、同年4月弁護士の職務として遺族から公益法人設立許可取得手続の委任を受け、主務官庁である文部省（当時）に行き担当者に財団法人設立について相談した。文部省の担当者から財団法人設立には1億から3億円以上の資産を寄附することが必要であることや当時財団法人設立許可申請が多くあり、相続税申告期限である同年11月7日までに設立許可することは困難であると言われた。これに対し、財団法人設立にあたって寄附する財産は担当者が提示する金額の何倍もあること及び財団法人設立はその芸術家の遺志であり、世のためにもなることから、文部省に対し財団法人設立の必要性について遺族名で上申書を出した。そのうえ文部省の要請する書類等は可及的速やかに用意することも約束した。当時は、メールで書面を交換することができないので、担当者と頻りにしかも期日間近には夜遅くまでFAXでやりとりし、申請書と添付書類の作成と訂正を繰り返して、同年11月1日に設立許可された。

文部省の担当者と財団法人設立の相談を開始してから6ヵ月以内に設立することができ、相続税申告期限前にその芸術家の遺産全てを財団法人に寄附することができ、関係者一同心の底から喜び、また文部省の担当者の努力に感謝した。

設立した財団法人は、都内に美術館を持ち多くの来館者（多い年は年間6万人）があるとともに、その芸術家の名前の芸術賞等を授与して社会貢献活動をしている。

(2) 新法制定後の公益認定取得

ア 公益財団法人千賀法曹育英会の公益認定取得

平成21年2月一般財団法人千賀法曹育英会を設立し、同年6月から法科大学院生に奨学金の給付・貸与を開始した。

法人を設立し1年経過したので平成22年3月30日に内閣府に対し公益認定の申請をした。このとき経理担当の事務員と一緒に内閣府に相談に行き、内閣府が公表しているマニュアルに従って公益認定の申請をした。公益認定申請後会計面での質問が担当者に2回ほどあっただけで、細かい質問や補正要請が殆どなく、同年7月9日に公益認定された。このときは、公益法人法が制定された直後であり、内閣府の対応は温かく親切であり、申請後100日で公益認定がなされ迅速な手続がなされたことに感謝した。

イ 公益財団法人アジア共生教育財団（アジア共生）

平成29年8月に一般財団法人千賀国際育英財団を設立し外国人留学生に奨学金の給付を開始した。その後令和2年6月に急遽外国人技能実習生の監理団体の許可を取得する必要が生じ、そのために名称をアジア共生教育財団と変更し、また、事業目的として外国人技能実習生の監理と研修を追加して、同年7月19日に内閣府に対し公益認定の申請をした。

同年9月4日担当者から申請書類に関し27項目にわたる質問書が送付され、要請があった書類の訂正等を行い、9月11日補正を行った。千賀法曹育英会の申請のときと比較して、会計面で細かいところまで説明を求められその他公益認定後の運営等に関する質問や資料の提出を求められどうしてここまで介入し指導するものか抵抗感があり、どうしてこのようなことまで聞くのかと質問した。このとき担当者は、委員からの質問であるとその理由を説明したので、担当者の要請する回答書を送付した。

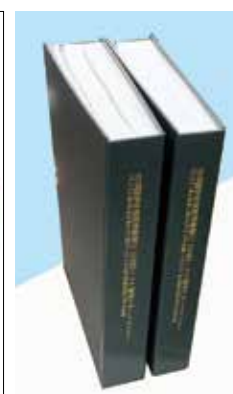
担当者とのメール交換は82回、メールを含めて提出した書類は386ページになり、大変苦労したが、コロナ渦の中で公益認定申請して約5ヶ月後の同年12月16日公益法人と認定されたので感謝した。

ウ 公益社団法人シニア総合サポートセンター（3S会）

平成26年4月に高齢者の身元保証等を総合的にサポートする一般社団法人シニア総合サポートセンター（3S会）を設立し、令和2年8月19日内閣府に公益認定の申請をした。



【写真左】菅義偉総理大臣から交付された公益認定書
【写真右】内閣府に提出等した書類386枚



【写真左】令和2年8月16日付け申請に対し令和4年2月9日に交付された公益認定書
【写真右】内閣府に提出等した書類1,000枚を2冊に製本

わが国が超高齢化社会を迎え、高齢者の身元保証をする団体は数多く設立されているが、これまで公益認定を取得（平成22年7月）したのは公益財団法人日本ライフ協会（以下「ライフ協会」という。）だけであった。

ライフ協会は、理事長が会員からの預り金を業務上横領し、会員に預託金を返済することができなくなり、内閣府は平成28年3月18日同法人に対する公益認定を取消し、同法人は大阪地方裁判所から同年4月27日破産宣告を受けた。

ライフ協会破産により多数の被害者が出たことから、3S会は、会員に迷惑をかけない仕組みを作り、会員が安心できるよう以下の方式を採用した。

(ア) 会員に対する3S会の債務を株式会社虎ノ門法曹ビルが連帯保証する。

(イ) 会員から葬儀費用として預かっている預り金は、信託会社に信託財産として預ける。

この二つの保全をするシステムを採用することにより、会員が安心してサポートが受けられることが評価され、家庭裁判所から成年後見人に選任されたり、大手流通グループ会社の子会社・銀行・生命保険会社を含め50社を超える企業等と提携することができた。

このように3S会は、高齢者に対する身元保証をする団体として会員が最も安心できる団体の一つになることができたので、公益認定の標準処理期間である4カ月で公益認定が下りるものだと思っていた。

ところが、申請してから3ヵ月経っても担当者から何の連絡もないのでメールで問い合わせたところ、現在申請された内容を検討中で、特に「遺言執行」業務は信託銀行や信託会社等の営利企業が行っているのが公益事業ではなく収益事業でないか研究しているところであるという全く予想外の回答であった。

担当者から指摘のあった事項を受け入れて令和2年12月21日補正をした。この補正をしたことにより、公益認定申請してから5ヶ月以上経過するので令和3年1月末日までには公益認定が下りると思っていた。ところが、令和3年1月に入ってから、事業の内容は高齢者の福祉事業であることは明らかであるにも拘らず、当法人が申請していることは、高齢者の福祉の増進に役立っているか等を含めて説明を求める等の質問が来た。質問がある都度即日又は翌日遅くとも3日以内に回答するようにして来た。担当者からの質問は、同一内容のことを形を変えて聞いてきたり、担当者が期待する内容の回答をしたにも拘わらず更に追加的の回答を求めてくるということが再三あった。また、ホームページの内容をチェックして質問して来たり、契約書、パンフレット等を提出させたりした。そのうえ、預金通帳と銀行印はどのように管理しているかとか、預金をどの銀行に預けているか、一つの銀行に預けていると倒産したとき危険であるから銀行を複数にするようにとか、倒産したときにどうするのか等殆ど公益認定の審査に関係のない事項を質問してきた。その他申請してから1年2ヶ月経過した令和3年10月1日委員会からの確認事項で、(1)各事業の公益性(2)安全性(3)特別利益の供与についてこれまで再三質問して来たことについて再び確認して来た。そのうえその他として「①公益法人化する理由は如何。寄附を求めず、かつ、利益がないのであれば、公益法人化する理由が見当たらない。公益という信用を使い、利益を増やすためのようになってしまうとの意見あり。」ということについて回答を求めて来た。これらの質問に対し、3S会から高齢者のため会員が安心してサポートを受けられる組織とするため公益法人化するとの内容を詳細に回答した。

令和2年8月21日に公益認定申請をしてから令和4年2月8日公益認定がなされるまで約1年6ヶ月近くを要した。この間担当者と、メールでやりとりした回数は224回、メールを含めて提出した書類は約1,000ページになる。

エ 公益財団法人公益事業支援協会（当法人）

アジア共生と3S会の公益認定申請をして感じたことは、担当者からの質問に対し、委員が納得する回答をしないと、認定手続きを進まないと強く感じた。

2つの法人の公益認定申請をして、現在の内閣府は「箸の上げ下ろしの指導」よりも更に細かい爪楊枝の上げ下ろしまで指導している（出口正之先生）との批判は適確であると思い、公益の増進をはかるために新法が制定されたにも拘らずその立法の趣旨は活かされていないと思った。

また、税の優遇があるから公益認定は取りにくいという旧制度の弊害そのものの情報が流布していることや、公益認定取得は超難関であるとして公益認定の取得に関し超高額なコンサルタント料をとるマーケットがあるため公益法人設立を諦める人が多いとも聞いたことがある。この点に関しては、平成28年～令和2年の5年間に内閣府に公益認定申請した法人うち、公益認定されたものが214件・不認定処分13件・取下げ140件となっている。5年間の不認定と取下げ件数は、認定申請件数の42%を占め、公益認定取得のハードルが非常に高いことがわかった。その結果、旧制度では約25,000あった公益法人は、令和2年12月現在9,610法人にまで激減し、その上、改革以降公益認定を受けた法人の数はあまり増えていないことが判明した。

公益認定等委員会は、新制度の理念に則った運用をすることが国民から期待されているにも拘らず、旧制度の文化をそのまま受け継ぎ、あまり認定したくないという心理が強く働いていると感じた。

そこで、新法が制定された法の理念に則って、「公益の増進」を図るため、公益法人等の設立・運営を支援し、また、公益活動の普及啓発を行うことを目的として、当法人を令和3年3月1日設立し同年3月26日に公益認定の申請をした。

当法人の公益認定を申請した後においても、担当者からまさに爪楊枝の上げ下ろしまで指導して来た。小職は、この法人が、公益認定を早期に取得するため全力をもってこれに対応して来た。その結果、担当者とやりとりしたメールは264回、書類は900頁、電話による打合せ50回という大変苦労した結果申請して約9ヶ月後に公益法人として認定された。

オ 当法人公益認定取得後の申請案件

（ア）当法人のサポートを受けて、本年2月1日に設立した一般財団法人N育英財団が、大阪府に対し、一般財団法人K奨学財団が愛知県に対しいずれも公益認定を申請し4ヶ



【写真左】令和3年3月26日付け申請に対し令和3年12月22日に交付された公益認定書

【写真右】内閣府に提出等した書類900枚を2冊に製本

月で公益法人の認定を受けている。また、本年5月下旬当法人がサポートする一般社団法人Mが内閣府に、同年5月下旬一般財団法人AがA県に、同年8月に一般財団法人TがB県にそれぞれ公益認定申請をし現在審査中である。

(イ) 一般社団法人Mの申請について

Mは、NPO法人として活動していた事業を一般社団法人を設立しNPO法人の事業を継承して公益認定を申請している。

NPO法人時代からの実績があり、事業の公益性及び公益目的事業を行うのに必要な経理基礎を有することは過去の実績から明らかである。審査の段階で担当者から、公益法人として運営していくためには、経理規程、寄附金取扱規程、公印取扱規程が必要と考えるのでこれらを作成し、提出してもらいたいと要請を受けた。

これに対しMは、収益事業を行っておらず、年間予算1,400万円強・常勤の理事長1名職員1名の小規模法人であり最近公益認定を受けた他の小規模公益法人はこれらの規程を作成せずに認定を受けているのでこれらの規程を作る必要はないと回答した。Mからの回答に対して担当者から、これらの規程を作成しないで公益認定を受け法人があるというのであれば具体的に教えてもらいたいという通知があったので、Mから回答した。その後更に事務局としてはなおこれらの規程を作成する必要があると考えているが、他の法人においてこれらの規程を整備しないで公益認定を受けた法人があるということを知り、現段階でもこれらの規程を整備して提出する必要はないとのお考えに変わりはありませんかと聞いてきた。Mは、これまでの考えに変わらない旨回答した。Mの申請は、公益認定申請後6ヶ月を経過しようとしているが現在審査中である。

(ウ) 一般財団法人Aについて

(A) Aは、大正7年に権利能力なき社団として設立され、昭和23年11月A県から財団法人として設立許可を得て運営してきた法人である。Aは、A県に約10haの土地と同土地に建物（建物の中に美術館もある）を有し、同土地の建物内にA法人の職員が居住している。Aは、平成25年11月30日までに移行認定を受けることができないときは法人を解散しなければならなくなり法人の土地建物を国に没収されるとの風聞が飛び交い、法人がこれまで経験したことがない事態となった。そこで、法人の存続をはかるため、公益コンサルタント業務をしている税理士のN氏に委任した。N氏はA法人に対し以下の内容説明をした。

(a) 公益法人改革の目的は大きく分けると二つあり、一つは現在の財団（公益）法人が所有している資金を今後は純粋に公益目的事業で使用すること。もう一つはその法人を維持させる為に必要な経費は、法人自身の収益事業の利益によって賄う事が出来るようにさせる事。

(b) 財団法人Aは、現段階で新制度で云うところの公益財団法人であるから、その資産（純資産）の全ては公益財団法人で貯えられてきたものという判断から、移行後は正式に公益事業として判定される事業によってのみ支出されなければならない事。（つまり、いまあるAの資産を、移行後は、収益事業や、職員の給料で支出して行う事は出来ないと云う事。）

- (c) 移行時の純資産を公益目的財産額と云い、移行後はこの公益目的財産額を明らかに公益と許可された事業のみによって支出し、その財産がゼロになる迄は、県の監督下に置かれると云う事。
- (d) 移行申請をするにあたって「公益目的支出計画」を作成するうえで収益事業で黒字を出す計画が必要である。

(B) Aは、それまで農業を収益の中心に事業展開してきたが赤字であるので、移行認可を申請するにあたりN氏の指導に従って、新たな事業として法人保有の資金1億5,000万円を投下して太陽光発電事業を開始した。

この太陽光発電事業を収入の柱として移行認可を申請し、法人所有の土地の環境を維持すること及び美術館の運営を公益目的事業として一般財団法人に移行することが認められた。本来A法人は、一般財団法人への移行認可を申請するとき公益法人への移行認可申請すれば許可される法人であった。

しかし、当時相談したN氏が公益法人として認可を受けることは困難であるということで一般財団法人への移行を選択した。

その後収益事業の大きな柱である太陽光発電の売電価格が、発電開始から10年間は高額の価格での買取保証があったが10年経過後の売電価格は4分の1となり、3年～4年後に経営できなくなる見込みとなった。

そこで、Aの経営を立て直すためには外部から支援を受ける必要があるということで公益認定の申請をした。A県は、A法人が一般財団法人へ移行するに際して公益目的事業であることを認めて認可しており、事業の公益性は問題なく認められ、また公益目的事業を行うに必要な経理的基礎を有することも明らかである。従って、この申請に対し遅くとも4ヶ月以内に審査が終了すると思っていた。

しかし、A県は、Aからの公益認定申請に対し全く白紙の状態から審査を開始し、申請後6ヶ月以上となるが審査が終了していない。

(エ) 一般財団法人Tについて

Tは、本年8月23日一般財団法人を設立し、同年9月9日B県に公益認定の申請をした。これに対し、本年9月17日B県の担当者から通常、公益認定を申請するときは事前に相談があり、協議を重ねて提出してもらっているところ、今回はそれが無い状態の申請であったので、これから協議を重ねていきたい。よって審議会にかけるのが来年の3月ころになるであろうという内容の電話があった。

また、Tの事業年度は、8月1日から翌年の7月31日までとなっているので、令和4年8月23日～同年7月31日までの収支予算書を添付して申請しました。これに対し担当者から、内閣府の申請の手引き公益認定編55頁に「一般法人を設立した事業年度に申請する場合で、当該事業年度が1年未満であるときは、その翌事業年度(1年間)に係るものを添付して下さい。」と記載されているので、令和5年8月1日から同6年7月31日までの収支予算書を出してもらいたいと要請されている。B県の担当者は、内閣府の手引きに従って要請して来ているが、一般財団法人設立直後に公益認定の申請をしたとき、2年分の収支予算書を作るとしても、法人としての事業が始まったばかりで実績がないので正確なものができない。このような不合理と思える書類の提出を求めることは相当でないと思うのでこの要請に応じていない。

2. 公益認定審査方法の改善

新しい公益法人制度は、「公益の増進をはかる」ため主務官庁の裁量権を排除し、できる限り準則主義に則った認定等を実現することを目的として法改正され、その理念に則った運用がなされることになっていた。しかしながら、前記の通り公益認定審査の実状は、準則主義とは程遠く、公益認定後の法人の運営方法・会計監査と同様のことまで介入して指導し回答を求める審査となっている。このような公益認定審査方法を本来の法改正の趣旨に則った方法に改善することを求める。

3. 公益認定審査期間の公表

◆公益認定申請から認定までに要した期間についてのアンケート

① 4ヶ月以内	147
② 4ヶ月を超えて	252
③ 6ヶ月を超えた	40
④ それ以上	54
⑤ 未回答	63

内閣府は、行政手続法に定める標準処理期間として、公益認定申請に関しては、4ヶ月、変更認定申請については40日と定め公表している。この標準処理期間は国民に対する約束であり、国民としては原則としてこの期間内に処理されると思う。公益認定申請を迅速に処理することも公益認定法制定の目的の一つである。

公益認定等委員会は、公益認定委員会だより（その1）で審査に要している日数を公表している。それによると新規認定申請は、最短で69日、最長で223日となっていると公表している。この公表以降公益認定審査の期間は公表されておらず、そのため、公益認定審査期間が長期化する傾向にある。今後公益認定申請（変更認定申請を含む。）の処理期間を1年に1回公表する（都道府県を含める）ようにしてもらいたい。

第3 要望事項(2)「公益認定申請書の作成が申請者にとって負担が重いので、大幅に軽減する。」について 公益認定申請書類の改定と審査方法の改善

アンケート結果にあるように70%以上が法人が公益認定取得に大変苦勞している。苦勞している最も大きな点は、現在の公益認定申請書が、あまりにも複雑・難解であることを含め以下の点を改訂すべきと思う。

1. 公益認定申請の会計関係書類があまりにも複雑であるので全面的に改訂する。
2. 行政庁は、添付する収支予算書の積算の根拠を求め、納得できる回答が得られないときは修正を求める。公益認定申請するに際して提出する予算は、理事会で決議し評議員会で承認を得ているのであるから、法人内で決議承認したことを尊重して行政庁が介入することはしない。
3. ガバナンス上必要ということから多くの書類提出を求めてくる。特に、小規模法人に対し、経理規程や寄附金取得規程等々を求めてくるが多くなっているが、法定添付書類以外の書類提出は求めない。
4. 申請書の添付書類について

公益認定申請をするとき及び定期報告をするとき滞納処分のない証明書の提出が義務づけられている。この書類を取り提出することは取り寄せに時間がかかり費用もかかるので、一般法

人を設立した後第1期事業年度終了前に公益認定の申請をするとき、税金申告期限が来ていないので滞納のないことは明白であるので、証明書の添付は全く必要ないにも拘らずこの添付が求められている。滞納処分のない証明書は、国と都道府県・市町村の3箇所から取り寄せる必要があり、必要のない書類の添付は求めないようにする。

第4 要望事項③「収支相償と遊休財産規制の規定の条文の名称を変更するとともに「公益の増進」をはかるといふ立法趣旨に反するような解釈が生じない内容に変更する。」について

1. 収支相償について

◆ 「収支相償について、公益認定の申請をするとき公益法人になっても利益を出してはいけないといふ聞いたことがありますか」というアンケートの設問に対し、

①ある	492
②ない	36
③その他※	26
④未回答	2

回答法人の約90%近くが公益法人は利益を出してはいけないと思っており、その理由が以下の点にある。

公益法人認定法に定める収支相償について政府の解釈及び運用は以下のようになっている。

収支相償とは、公益目的事業の収入が適正な費用を超えないこと。

○公益法人が利益を内部に溜めずに、財源を最大限活用して無償・格安でサービスを提供し、受益者を広げようとする趣旨。

○公益法人が受けている税制優遇の前提となる基準でもある。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）抜粋

（基準）

- (2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。
 - ① 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
 - ② 新たに公益性の高い事業を付加すること。
- (3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等へ転換を行うこと。
- (4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。
- (5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

以上のように収支相償の規定について閣議決定がなされたうえ政府見解として公表されていることから、公益認定申請等の解説書に、収支相償の規定に関して以下の通り説明している。

- (1) 「公益目的事業は収益から費用を差し引いていて0以下であること、これが収支相償の要件です。公益事業では儲けてはいけません」ということです。Q & Aでわかる公益法人の会計と税務（税理士 米満まり著）監査法人パブリックセクター本部編
- (2) 収支相償とは、端的に言えば、公益目的事業で儲けてはいけないということです。（公益法人会計の実務ガイドあずさ監査法人パブリックセクター本部編）
- (3) 正味財産増減計算書内訳表において、公益目的事業会計は基本的には利益がゼロ又はマイナスであることが求められている（収支相償規定）。多くの公益法人ではメインの公益目的事業が黒字であるため、まずここで苦勞することになる。『公認会計士・税理士都井清史著・（元総務省 公益法人会計基準実施検討委員会委員・現公益財団法人公益法人協会相談室専門委員）』

このように公益法人会計の専門家が公益目的事業で儲けてはいけないとか、赤字にしなければならないと書いているのは、上記閣議決定された内容に基づいて解説している。

そして、内閣府は、公益認定申請書及び定期提出書類に収支相償の計算の記載方法として、「剰余金が生じる場合には、公益目的事業のための資産の取得や翌年度の事業費に充てる等、公益のために使用することで解消理由を説明する。」ことを求めている。このことから利益を上げたら1年以内に解消しなければならないと考えている人が多い。

前記閣議決定・運用指針は、いずれも新法制定以前に公益法人が内包する諸問題（天下り、不要不急の補助金給付、不公正取引、営利競合など）を解決するために平成8年7月与党行政改革プロジェクトチームの提言があったことを受けて決定されたものである。

しかしながら、その後公益法人関係者、研究者、マスコミなど多くの民間有職者の関心と発言が高まり、市民による非営利の公益活動の発展を促すという、より前向きな目的が政府においても確認されるに至った。

すなわち、平成15年6月27日閣議決定により、「我が国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている。民間の非営利活動は、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供することができる。その促進は、21世紀のわが国の社会を活力に満ちた社会として維持してゆく上で極めて重要である。さらに21世紀の社会経済の一翼を担う民間非営利活動発展を促進することは喫緊の課題となっていることから、公益法人制度の抜本的改革に取り組むこととする（要旨）」との政府による基本方針が明示された。

さらに、「公益法人制度改革に関する有職者会議」は、平成16年11月に発表した報告書において、「個人や法人の自由で自発的な活動に根差す民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待される。」と改革の理念を示した。（新公益法人制度はやわかり10頁、公益財団法人協会）

このような理念に基づいて新法が制定されたのであるから、公益法人の自由で自主的な活動を著しく制限する前記閣議決定は大幅に見直す必要があった。

公益法人が行う公益目的事業は、事業を行ううえで相当額の経費がかかり、人を採用して組織的な活動をするためには、安定した収入を確保する必要がある。そして、より良く公益目的事業を行うためには、公益目的事業によってある程度収益を得て運転資金を積立て内部留保することが必要である。

公益法人である学校法人、社会福祉法人、NPO法人は、いずれも目的事業で得られた収入で利益をあげても収支相償に相当する規定はなく、合理的な内部留保は認められている。

このことから、収支相償の規定は事実上廃止し公益法人法制定の理念に則って変更するとすれば剰余金が生じたときは、公益目的事業に使用するという内容に変更するとともに、条文の見出しも変更するこ

とが必要と考える。

2. 遊休財産規制について

遊休財産は、公益目的事業費の1年分を保有することができるという制度についてどう思うかについての設問に対するアンケートの結果

①現状のままでよい	170
②合理的な理由があれば1年分を超えて保有することができるものとする	342
③その他	19
④未回答	15

公益法人は、公益目的事業を行う事業体であり安定した事業運営をするためには相当額の積立金を保有していることが必要である。また、公益法人が安定した運営をするために保有する積立金等は、法人として必要な資金であり遊休財産という名称は変更すべきと考える。これらの点から法人運営に必要な積立金の限度額を、公益目的事業費の3年分位まで増額することがよいと考える。

第5 要望事項(4)「会計報告及び公益法人会計基準の改定」について

◆会計報告の現状についてどう思われますかとのアンケート結果

①複雑であり改訂すべきである	262
②現状のままでよい	256
③その他	25

更に公益目的事業1億円または正味財産が1億円を超える法人を大規模法人としてそれ以下を小規模法人としての改訂すべき点を質問した。

大規模法人からの回答は、全体的に簡素化を望む。事業報告等にかかわる報告書が複雑すぎる、財務諸表の注記は必要ない等その他多くの要望がある。

◆小規模法人からのアンケートの結果は以下の通りである。

①会計書類・事業報告等いずれも現在の内容では負担が重いので、NPO法人が行政庁に提出しているのを参考にして公益法人としてどの程度必要か検討し軽減する	192
②現状のままでよい	51
③その他	7

上記アンケート結果を踏まえて以下のようにすることを検討してもらいたい。

(1) 小規模法人と大規模法人とは区分して会計処理する方法を検討する。

現在の公益法人会計は、大規模法人と小規模法人と同一内容の会計処理を要求している。公益法人であるので経理処理、財産管理が適正に行われることは重要であるが、現在行政庁が要求するような非常に複雑な会計関係書類を提出する必要はないと考える。そこで、公益

目的事業費または正味財産額により大規模法人と小規模法人と区分して、小規模法人は、簡易な会計報告ができるようにする。

- (2) 収益事業を行っていない公益法人に対しては、公益目的事業比率の記載は不要であり、この記載を廃止する。
- (3) 収益を目的とする法人が採用する企業会計とは異なり、公益法人は公益目的事業を行った結果を報告する会計であるので、発生主義とするか現金主義とするかについて、公益法人が選択できるようにする。
- (4) 収支相償の計算表を廃止し、遊休財産額（名称を変更）の保有制限のみを計算するが、この財産額計算は全法人に形式的に課すのではなく、一定の財産を保有する法人に対し、定められた保有額をこえると思われる法人のみに自主的に申告させる。

第6 要望事項(5)「定期提出書類の大幅削減と立入検査を原則廃止する」について

1. 定期提出書類

(1) 定期提出書類についてのアンケート結果

①事務量が多いので大幅に減らしてほしい	350
②現状でよい	169
③その他※	23
④未回答	14

(2) 滞納処分のない証明書の添付をなくすことについてのアンケートの結果

①賛成	363
②現状のままでよい	160
③その他※	8
④未回答	15

その他定期提出書類に関し、省略しても行政庁の指導監督に支障がないと思われる書類として以下のものがあると回答している。

- (3) 別表のほとんど②事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録の提出だけで十分③社員総会の開催状況の記載、その他

2. 立ち入り検査

現在公益法人に対して原則3年毎に立入検査が行われているが、この検査についても再検討すべきである。この立ち入り検査制度は、公益法人法改正前は、定期的に行っておらず、必要に応じて行っていたところ、改正後において公益法人は税制の優遇を受けているということから厳格な審査をすべきであるとの理由で原則3年毎に行うことになったとのことである。

しかしながら、公益法人の殆どは法令を遵守して公益活動を行っており、3年毎に立入りして全公益法人を検査する必要はないと思われる。公益認定を受けた直後の3年目に運営状況を確認するため立入検査することは合理的であると思われるが、1回目の立ち入り検査で不正をしている等の問題点がなければそれ以降原則立入り検査をしないこととする。

そこで、現在行われている立入検査を原則として廃止することとし、この方式を変更するにあたり、法人が事業報告書を提出するとき、法人運営に関し問題が生じるとされる事項（例えば、①自己取引の有無・有の場合どのような内容か②特定の者に利益を与えるような取引をしていないか③税務申告をする必要の有無・有の場合納税をしたか④収益事業を行っている法人で、公益目的事業比率が50%未満となっていないか⑤法人役員の報酬額等）を抽出して、これらについて記入、確認する書類を提出する方式を採用する。この報告書を法人自身で申告する方式を採用し、虚偽の申告をしたときは、ペナルティを課されることを承諾する旨の書面提出をしてもらえば、立入検査するのと同様の結果が得られると思う。

また、事業内容を変更して公益目的事業費に大きな変化があったときその他収支に大きな変化があった等のときは、必要に応じて立入り検査をすることにした方が行政庁の負担も軽くなる。

この制度を採用するとき、公益法人の活動に問題があると思われる法人について当該法人の関係者等から行政庁に通報する制度があるのでこの制度を活用し、通報の内容を判断して必要なとき立入り検査をするようにすると法人の不正運営を防止する役割を果たすことになる。

第7 要望事項(6)「公益認定等委員会の委員選任方法を変更する。」について

現在公益認定等委員会の選任は、内閣府において候補者を選定し国会の同意を得て選任されているようである。民間から選ばれた「公益の増進」を進める委員の選定方法を検討する必要がある。現在の内閣府の委員の構成は、経済界からの選出1名、公益法人関係者1名、大学教授1名、法曹資格者2名、公認会計士2名となっている。公益の増進を進めるための審査をするにあたりどのような委員が就任するかで結論が異なると思う。

新制度が施行された当初の第1期・第2期の池田委員長のときは、公益認定申請に対する審査期間はそれ程長期化せず、取下げ件数も多くなかった。千賀法曹育英会の公益認定を申請したときは、会計面で行政庁が介入することはなく、申請者の収支計算書通りに関して質問等が出されず4ヶ月以内に審査が終了した。平成23年度・同24年度の取下げ件数はいずれも8%台であったが、平成25年度31.7%、同26年度23.3%、同27年度38.8%、同28年度29.8%、同30年度43.2%、令和元年度35.2%、同2年度22.5%と取下げ件数が多くなっている。

このように取下げ件数が多くなったのは、平成25年4月1日から公認会計士の委員がそれまで1名であったところ2名と増えたことと関係があると思われる。また、アジア共生以降の公益認定申請においては、申請した収支予算書等に関する質問や運営方法についてまで質問介入して来た。

公益認定の申請は、公益性と経理的基礎があるかどうかについて審査することが委員会の役割であるところ、会社の監査の方式に従って公益認定後の運営方法についてまで質問し、介入するようになった。これは、公認会計士委員が2名に増え、公認会計士の会計監査の考え方が公益認定を審査するうえで確認を求めてきて、申請する者に思い負担をかけているからではないかと推測する。本年4月1日から第6期の委員が選任され、平成25年4月1日から令和4年3月31日まで委員を勤められた公認会計士の小森幹夫委員（委員長代理）が退任した後任に公認会計士湯浅信好委員が選任された。

小森委員と湯浅委員は、ともにEY日本有限責任監査法人所属パートナー経験者である公認会計士であり、しかも後任の湯浅委員は、就任の1年目に委員会のNo.2である委任長代理に就任した。委員会のNo.2の重責にある委員長代理が同じ公認会計士事務所パートナー経験の公認会計士に引き継がれたことを国民の側から見て国民の代表である公益認定等委員の選定方法に多くの人が疑問を感じる。そこで、今後の委員の選任には、団体の推薦方式をとり入れること、及び公益法人の運営の実状を反映することが必要であるので公益法人運営側から2名以上採用することを検討してもら

いたい。そして、団体で推薦するときは、立候補制と立候補した人が所信表明をしたうえ公正に選ばれる制度も併せて検討する必要があると考える。

第8 英国チャリティ委員会への訪問

1. 訪問したメンバー等

わが国は、公益法人改革を行うにあたって、英国のイングランド・ウェールズのチャリティ委員会の制度を参考とし、公益性の認定と公益法人の監督を行うにあたり、これまで行政庁が行っていた許可制から民間人から選出された委員が行うという制度を取り入れた。

この公益認定制度が採用された後、公益法人の認定があまりにも少ないので、英国の公益法人の登録と管理に関し調査するため、本年11月10日当法人の理事長である小職、同研究室長 井上彰（元中央大学副学長・英国信託制度研究者）、同大阪支部長 出口正之（元内閣府第1期・第2期公益認定等委員会委員）、同名古屋支部長 網中政機（元名城大学学長・公益財団法人千賀法曹育英会評議員）の4名が英国のチャリティ委員会を訪問した。

2. チャリティ委員会とその対応者

チャリティ委員会は、行政府とは独立した委員会であり、イングランドとウェールズに4つの事務所があり、485人のスタッフで運営している。年間予算は3,300万ポンド（×165＝54億4,500万円。）委員会は、1. 通信・政策部、2. デジタル・データ・テクノロジー部、3. 法律会計部、4. 規制部、5. リソース部の5部署から構成されている。10日午後3時30分から2時間下記の部門責任者から説明を受けた。

Director of Legal and Accountancy Services Aarti Thakor
Head of Registration Sarah Plant
Head of Investigations Amy Spiller

3. チャリティ委員会から聴取した概要（制度や運用に関する部分のみ抜粋）

3-1 チャリティ法2022の背景

チャリティ法2022年が10月末日に施行された直後である。今回の改正は、規制強化が続いていたチャリティ法に関して法制審議会（Law Commission）がチャリティ規制に伴う事務処理の負担増がチャリティの活動を阻害し、国益に反している、という観点から、2017年9月14日に報告書を公表。政府は2021年3月22日に当該報告書に応答し、43の勧告のうち36を受け入れた。同法案は2021年5月26日に上院に提出され、2022年2月24日に国王の同意を得て、2022年チャリティ法となった。

「本改正により、チャリティは多くの時間、費用をも節約できるようになる。これらのコスト削減には、土地の販売に関する柔軟性の向上による年間推定280万ポンドも含まれる」（委員会ホームページより）とされ、大きな方向転換が実施された。

3-2 チャリティ委員会の登録部門の運営方法

現在約17万のチャリティが登録している。2021～2022年の1年間に5,252のチャリティが登録から外れた。

委員会は、1年間に約8,000の申請を毎年受付け、そのうち約3分の1約2,700が（非登録+取下げ）登録されない。

委員会に登録拒否の裁量権はなく、申請が要件を満たしている場合には登録しなければなら

ない。登録決定までの標準期間は30日であるが、実態は2日から、難しい案件だと3か月位かかっている。登録担当者は45名である。

委員会が、申請書が登録の法的要件を満たしていないとの決定を下した場合、申請者は、その決定について、不服審判所に不服の申立てを行うことができる。

3-3 チャリティ委員会の調査部門の運営方法

調査・監督は、委員会の予算にも依存するが、リスクベースモデルを採用して全部の報告書は見えていない。

疑わしい事例は、社会から、メディア、内部通報、他の役所（警察）からの情報などで把握する。

また、事業報告書のすべてを事務局が確認するわけではなく、ITを利用し、疑わしいものをピックアップして調べる。このような担当は60名いる。その結果4,000くらいが規制対象となり、そのうち160くらいがハイリスク（報告徴収に相当する）のチャリティである。年2、3が取り消しになるが、法律が求めるのは、暫定理事を送るなどしてチャリティを立ち直させることにある。

規制の具体的な監督方法について

- ・ 報告徴収 (inquiry)
- ・ チャリティに対して委員会あてに書類や情報の提出の指示
- ・ 理事、役職員、代理人を停職させる
- ・ 理事を解職あるいは追加的な理事を選任
- ・ 理事や重要職員の不適格化
- ・ 公式警告の発行
- ・ チャリティの解散の指示（年2～3件）
- ・ チャリティ資産の適切活用の指示
- ・ チャリティに対してまたはその理事、役職員に対して特定の行動の停止を指示
- ・ 銀行口座の凍結

必要なケースでは警察や権限部局への連絡

法制審議会の提言を受けてチャリティ法2022年から漸次、委員会の権限の緩和に向かう。変更についての手続きが緩和されるが、大きな変更については事前に委員会への申請が必要である。

なお、予算書は委員会は求めている。

3-4 比例原則に基づく会計報告・年次報告

チャリティに関しては比例原則に基づいて監督している。

1. 所得5,000ポンド以下
委員会への登録は必要ないが、委員会が監督する。
2. 所得5,000ポンドから10,000ポンド以下
現金出納だけでよい。
3. 所得10,000から25,000ポンド
年次報告の質問に回答するだけでよい。
4. 25,000ポンド以上

年次報告の質問に回答の他、

理事年次報告書

会計報告

独立監査報告

(なお、所得 100万ポンドまたは総資産 326万ポンドかつ所得 25万ポンドの場合には、完全独立監査報告が必要)。

3-5 外部からの情報や不平について

以下三種類に対して対応している。

チャリティに対する不満は年 5,000 件くらいの情報が寄せられる。

チャリティからの内部通報年 300 件ある。

委員会に対する不満があったとき 30 日以内に回答している。

4. 委員会を訪問しての感想

チャリティ委員会は、登録されている 17 万法人の管理を行うとともに年間約 8,000 件の登録申請を受け審査し、法律に定める要件を満たしている約 5,333 法人の登録を受けている。

法律に定める要件を満たさないで取下げ又は不認定となっているのが申請の 3 分の 1 もある。多くの人がチャリティ登録を申請して、このような多くの法人が取下げ又は不認定となっても、訴訟等で争われているのは年 2、3 件と少ない。

英国においては、チャリティに関する法律が 1601 年に出来てから現在まで運用されてきた長い歴史があり、チャリティ制度が国民に十二分に理解されている。

わが国においても、新しい公益法人制度を創設したのである。「民間による民間のための公益法人制度」とするためには、公益認定委員会を独立の機関とするより効率的に公益法人制度を運用する方がよいと思った。

現在の制度は、内閣府と都道府県それぞれに委員会が設けられているが、非常に多くの人に関与し多くの事務作業と多額の人件費がかかっている。また、公益認定及び公益法人管理を全国同一基準とすることも必要である点からも将来的には英国のチャリティ委員会のような全国で同じ委員会が公益認定を行い管理する方式にした方がよいと思った。

第 9 (まとめ)

1. 法律の制定と運用について

法律は、人間を幸せにするために制定するのであり、また、法律制定の目的や趣旨を考慮して解釈・運用をすることが必要である。立法の趣旨から外れた解釈や運用は人間を不幸にすることになる。

110 年ぶりの公益法人制度改革が行われ、「民による公益の増進」を目的として、主務官庁制・許可主義を廃止し、民間から選出された公益認定等委員会が審査することになり、「この法改正により、民が主体である公益法人法により、それぞれの自主性と創意工夫を大切にして、柔軟で個性的な活動が展開されることを期待されたが、法改正の目的は達成されていない。

現在の公益認定等委員会制度は、委員が民間から選出されて組織されているが事務局は内閣府の職員である。また、内閣府で担当する職員は、各省庁から出向して数年間で入れ替わるということになっているようである。

2. NPO法人・一般法人と公益法人の違い

(1) NPO法人

NPO法人は、公益法人と同様公益活動を行う法人であり、法人税法に定める収益事業のみに課税され非収益事業には課税されない。そのうち認定NPO法人になると、寄付する人に税法上の優遇措置が付与され、公益法人と同様の特典が与えられる。

NPO法人制度は、自主的な法人運営を尊重し、情報開示を通じた市民の選択、監視を前提となっている点が大きな特徴である。そのため、NPO法人は、毎事業年度初めの三月以内に前事業年度の事業報告書等を作成し、全ての事務所において備置き、その社員及び利害関係者に閲覧させる義務を負う。また、条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出する必要がある。

NPO法人制度は、情報開示を通じて、市民の選択、監視、あるいはそれに基づく法人の自浄作用による改善発展を前提とした制度であることから、さまざまなかたちで行政の関与を抑制している。しかし、法令違反など一定の場合において、所轄庁は、法人に対して報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては改善措置を求めたり、認証の取消しを行うことがある（内閣府NPOホームページ）。

公益法人と同様寄付者に対し税金の優遇が受けられる認定NPO法人と比較するためフローレンスの事業報告及びホームページを閲覧した。

同法人は、経常収益37億9,268万円（うち受取助成金16億7,264万円）経常費用合計35億3,650万円を経常増減額として2億5,360万円あげている。同法人の正味財産は、10億4,408万円であるが、人材投資積立金等の別途積立金が8億2,400万円あることから、実質18億6,808万円の純資産を保有している大規模法人である。

同法人はホームページに『NPOはあくまで「社会課題の解決」を存在意義とし、利益は継続的な活動をしていくための手段です。とはいえ責任を持って持続可能な運営を行うためには、企業と同様に財務健全性を度外視することはできません。フローレンスはそうした財務健全性を保つため、本ページにおいて財務情報の開示を行い、経営の透明性を高めてまいります。NPO会計基準に従っております。ご了承ください。』

NPOは寄付者や会員に利益を分配することを禁止されていますが、利益を上げることが禁止されているわけではありません。私たちは、社会問題解決のために、その利益を次年度以降の投資に使っていきます。』と公表している。

同法人が財務情報を開示し経営の透明性を高めつつ、財務の健全性を保つ運営をする方法は、「公益の増進」を進める目的で認定された公益法人にもそのままあてはまることである。しかし、公益目的事業を行う公益法人が財務三基準という規制があり、複雑で手間がかかる事業計画、収支予算の届出、事業報告・決算書類の提出を行うことや、3年毎に立入検査があるため、法人の自由な公益活動が制約されている現状を改善する必要がある。

(2) 一般法人

公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人のうち以下の要件全てに該当する場合は、特段の手続を踏むことなく公益法人等である非営利型法人となる（法人税法29の二、法人税法施行令3）。

◎非営利性が徹底された法人の要件

1. 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
2. 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。

3. 上記 1 及び 2 の定款の定め違反する行為（上記 1、2 及び下記 4 の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
4. 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 以下であること。

このように一般法人のうち上記法人税法上の非営利型法人の要件を満たすもの（以下「非営利型法人」といいます。）は、公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じた所得が課税対象となる。上記以外のもの（以下「非営利型法人以外の法人」といいます。）は、普通法人として扱われ、全ての所得が課税対象となる。

なお、公益法人等は、下記の要件に該当するときは、損益計算書類等を提出する必要がある。「公益法人等である公益社団法人・公益財団法人及び非営利型法人（年間の収入金額の合計額が 8,000 万円以下の場合を除く。）は、収益事業を行っていることにより法人税の確定申告書を提出する場合を除き、原則として事業年度終了の日の翌日から 4 月以内に、その事業年度の損益計算書又は収支計算書を、主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない（租税特別措置法 68 の 6、租税特別措置法施行令 39 の 37、租税特別措置法施行規則 22 の 22）。」

収益事業の範囲は、法人税法 23 条・同施行令 5①に 34 の業種が定められ、非営利型法人が 34 業種以外の事業を行って収益を上げたり会費や寄附金をもらっても収益事業でないので課税されない。そのうえ年間収入の合計額が 8,000 万円以下である場合は、損益計算書等の届出も必要ない。

一般法人は現在 5 万法人をこえるが、このうち非営利型法人の要件を満たす法人は相当多く、一般法人のまま助成金等の寄付を受けている法人もある。新たな公益法人制度を創設したとき、非営利型公益法人が設立された後その多くの公益認定申請をして公益法人が連続と誕生することが期待された。しかしながら、新たな公益法人の誕生は、日本全国で年平均約 80 法人である。一般法人を選択しないで公益法人に移行したことについて

①大変よかった	103
②よかった	274
③一般法人の方がよかった	77
④その他	69
⑤未回答	33

公益法人に移行してよかった法人が 68%を占めている一方で一般法人の方がよかった法人が 14%ある点に注目する必要がある。

また、移行前と移行後の相違について

①移行前の方が運営しやすかった	245
②移行後の方が運営がしやすい	127
③その他	120
④未回答	64

公益法人に移行した方がよかった法人が68%ある一方、移行前の方が運営しやすかった法人が44%ある。このことは、一般法人のときは、非営利事業で収益をあげても収支相償や遊休財産の保有制限の制約はなく、立入検査もなく、多額の資産を内部保留することができる。一般法人の役員会で決定すれば自由に公益事業を行うことができる。これに対し、一般法人から公益法人の認定を受けようとする、公益認定申請のときから高いハードルが立ち上がり、更に認定を受けた後も非常に複雑な会計処理をしたうえ行政庁に届出をしたうえ、定期的に立入検査を受ける等本来の公益目的事業以外のことに多くのエネルギーを費やす必要がある。このことが、一般法人を設立後公益認定を受けない法人が多い原因の一つであり、公益の増進を進め公益法人を増やすためには改革が必要である。

3. 公益法人を運営する側からのお願い

今般内閣府に「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有職者会議」が設置され、公益認定の基準を始め現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改革及び運用改善の方向について検討することになったことから、貴会議に本書をもって上申することとした。

この上申書は、公益認定を取得するにあたって公益認定の審査が現在どのように行われているか実状を知っていただく必要があること、および公益認定取得後公益法人を運営するうえで、公益法人がどの点に苦労しているかについてアンケートをとり公益法人運営側の意見として取りまとめた。

公益法人を運営する立場に立って申し上げると、前記の通り公益認定申請書類・公益法人となった後の届出書はあまりにも複雑で、国民の側からみて何故ここまで複雑にする必要があるのか理解し難い面がある。

「公益の増進」をはかる改革をすとして新制度が制定されたにも拘らず、実質は、旧制度のままの監督体制が続いていると思われる。

公益法人法改革の理念が達成されるには、公益法人の負担となっている事務処理や複雑な会計処理の手続を軽減し、本来の公益目的事業を行う制度に見直す必要があると考える。そのためには、これまで構築された方式を白紙に戻し、国民がどうしてそれらの会計処理方式や届出書が必要かについてわかりやすく説明し理解できるような内容の手引書を作ってもらいたいと思う。

「公益の増進」が求められている現在「民間人の民間人による民間人のため」の公益法人制度改革を進めるためには、今回の有職者会議で検討し提言される内容で制度改革が行われた後も、継続して制度を見直す必要があり、有職者会議は今回の提言をもって終わりとしないうで、継続して審議・提言する会議であって欲しいと考える。

以上